

新型コロナウイルス感染症ガイドライン

本ガイドラインは当社において、新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染者の対応、感染者が発生した場合の対応について示したものである。対象者は当社の全従業員である。新型コロナウイルス感染症の危機管理委員会事務局は人事部に設ける。

1 感染予防対策

1 業務環境

密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）といった 3 密が同時に生じないことを原則とする。

1 所属長を通じて人事部長の許可を得て、テレワークを実施する。

2 所属長を通じて人事部長の許可を得て、ラッシュアワー避けるようなシフト勤務を実施する。コアタイムの 13 時から 15 時を含む形で、7 時から 16 時、11 時から 20 時といった時間を推奨する。

3 事業場の窓を開けて常に換気する。窓が無い事業場では、オフィスのドアを開ける、加湿器や空気清浄機を用いる。

4 共用備品(電話、会議室の机、ドアノブなど)は各部署の衛生担当者が 1 日 2 回、アルコール消毒を行う。アルコール消毒が行えない場合は次亜塩素酸ナトリウム希釈液を用い、消毒後 30 秒後に水拭きを行う。

5 今までと同様にワークライフバランスを尊重した働き方を推奨する。積極的に有給休暇を取得し、原則時間外労働は行わない。

2 出社前

1 起床時に体温を測り、37.5°C 以上の場合や著しい咳や咽頭痛などの風邪の症状がある場合は出社しない。所属長に連絡し、自宅静養する。

2 体調の回復もしくは医師による通勤許可がある場合、所属長の許可を得た上で出社する。

3 自宅静養時の取り扱いは本人の希望があれば有給休暇とする。それ以外は欠勤として取り扱い、給与の 60% を補償する。

3 出社時

1 通勤時は症状の有無に関係なくマスクを着用する。

2 公共交通機関を用いず、マイカー、自転車、徒歩での通勤を考慮する。

4 出社後

1 出社後に体温を測り、37.5°C 以上の場合は所属長に報告し、帰宅して自宅静養する。

2 出社後に手洗いとうがいをを行う。

3 外出先から社内に戻る際にも手洗いとうがいをを行う。

4 物理的に手が汚れていない場合は手洗いに代えてアルコール消毒を行ってもよい。

5 手洗い後にアルコール消毒を行う必要は無い。

6 業務中はマスクを着用する。マスクは白色の使い捨てマスクを利用し、連日取り替える。

7 お客さまなどの社外からの訪問者にも体温測定を含む体調の確認と、マスク着用を義務づける。

5 会議

1 原則はテレビ会議とする。

2 会議室を利用する場合、10名以内、気積は20m³/人 以上とし、隣の座席は空席、人との距離は2m以上とする。

3 会議の時間は30分以下とする。

4 会議室の窓を開けて換気をする。窓が無い部屋では、入り口のドアを開け、加湿器、空気清浄機を用いる。

6 出張

1 国内外問わず不要不急の出張を行わない。

2 出張は所属長を通じて人事部長の許可を得た上で行う。

3 海外渡航の際には最新の現地の情報を外務省のWEBサイトで確認する。

4 医療保険、アシスタント会社などの契約を行う。

5 現地での会食はなるべく避ける。

6 出張後の体調について所属長を通じて人事部長に報告する。

7 会食

1 不要不急の会食を行わない。

2 会食は所属長を通じて人事部長の許可を得た上で行う。

3 参加人数は10名以下、大きな会場とし、立食パーティは行わない。

2 労働者や同居家族が感染者や濃厚接触者になった場合

発熱、風邪症状がある場合は通勤しないことが原則です。

1 労働者が感染した場合

労働者は自宅静養とする。労働者もしくは家族が人事部に連絡する。人事部が所轄の保健所に報告し、濃厚接触者の調査、職場の消毒などの指示を受ける。

事業の継続、報道機関への対応について、取締役会、保健所、産業医の意見に基づいて決める。

2 労働者が体調不良の場合

労働者は自宅静養とする。労働者もしくは家族が人事部に連絡する。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されず、体調が回復した場合は職場復帰する。

体調不良が続く場合は通院する。通院する前に電話で体調を伝える。

厚生労働省は体調不良が4日以上続く場合、帰国者・接触者相談センター(保健所)に相談する。強いだるさや息苦しさがある場合、持病がある場合、50歳以上の場合は速やかに相談する。と述べており、これに従って保健所への連絡を行う。

3 労働者の同居家族が感染した場合

労働者は自宅静養とする。労働者が人事部に連絡する。

4 労働者の同居家族が体調不良の場合

労働者は出勤可能とする。念のため労働者が人事部に連絡する。

5 労働者の同居家族が濃厚接触者の場合

人事部の判断で労働者を出勤させるか自宅静養をさせるかを定める。労働者が人事部に連絡する。

6 複数の労働者で発熱、風邪症状がある場合

症状がある労働者が2-3名の時点では経過観察とする。同じ部署で3名以上、同じフロアで5名以上出た場合、人事部から産業医や所轄の保健所へ連絡する。

健株式会社 産業医 梶本隆夫